

研究ノート

## 集団保育とインクルーシブ保育 — 保育方法からのアプローチ —

工 藤 英 美  
日本福祉大学 教育・心理学部

### Group childcare and inclusive childcare —From an approach of Childcare methodologies—

Hidemi KUDO

Faculty of Education and Psychology, Nihon Fukushi University

Keywords：保育方法, 集団保育, インクルーシブ保育

#### 要旨

本研究の目的は、日本の集団保育を保育方法の視点からアプローチし、インクルーシブ保育の実践方法について検討することである。教育と発達には深く関係しており、発達には教育が不可欠の条件である。また、集団保育は、子どもの人格発達の自発性を保障することに関係している。これらから、集団保育という保育方法によって子どもの発達が保障されるといえる。このような日本の集団保育に代わってインクルーシブ保育へとそのまま移行するだけでは、インクルーシブ保育の目的が達成できないであろう。インクルーシブ保育の実践の際、保育形態に注目が行きがちであるが、保育形態ではなく、集団保育との相違を考慮し、インクルーシブ保育の目的を達成できる保育方法やその中身を検討する必要がある。

#### 1. 問題の所在

集団保育とは、保育の形態を指すとともに保育の方法でもある。

「幼稚園設置基準（昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号）」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号）」によると、幼稚園では一学級の幼児数は三十五人以下を原則とし（第三条）、保育所では、保育士の数を乳児三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満は幼児六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満は幼児二十人につき一人以上、満四歳以上は幼児三十人につき一人以上と定め

ている（第三十三条二）。法律でも定められているように、幼稚園、保育所では、乳幼児に対して集団保育という保育形態が一般的である。

田中（1998）は、学校教育法制定に関わった倉橋惣三が、幼児の集団生活を社会性の問題として捉え、その教育が幼稚園における中心課題の1つであると主張していたことから、学校教育法制定当時は、集団保育が保育の方法として捉えられていたことを示唆している。

しかし、集団保育は明確に定義されていない。岩堂・吉田・猪野（1977）は、「家庭における母親による1対1保育と対比させて施設において1人または複数の保

母が複数の子どもたちを保育することを一応「集団保育と定義」している。1970～80年代における集団保育の研究では、集団保育とは「保育所」を指しており、保育形態としての集団保育が問題になっている。特に1970～80年代では、集団保育と家庭保育下での乳幼児の発達が比較され、乳幼児期の集団保育の是非を問う研究が多く行われた（岩田，1983；高松，1984；猪野，1978；岩堂ら，1977；横浜，1978；土山，1975など）。これらの研究では、集団保育の保育内容や方法は問題にされていない。しかし、同じく1970年代ごろから、全国保育問題研究会では、集団保育の実践について、その意義や方法について、実践を分析しながら研究が行われた。この内容については後述する。

インクルーシブ保育も集団保育という保育形態である。インクルーシブ学校（inclusive school）とは、1994年の「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み（Salamanca Statement on principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action 以下、サラマンカ声明）」で提起された概念である。サラマンカ声明では、障害児やストリート・チルドレン、就労児、移動民や遊牧民の子ども、言語的・民族的マイノリティの子どもなど世界の全ての子どもを学校にインクルードするための学校制度改革を目標としている。インクルージョンとは、学習、文化、コミュニティへの参加の機会を増やすことによって、すべての学習者の多様なニーズに取り組み、応えるプロセスであり、教育からの排除を無くしていくプロセスである（UNESCO，2005）。そして、インクルーシブ保育（インクルーシブ教育）は、共生社会への手段と位置づけられている。サラマンカ声明では、幼児期は、多様性を受け入れるというインクルージョンの基礎を築く時期であると考えられている。

サラマンカ声明の中でインクルーシブ保育という用語は使用されないが、日本では幼児期の保育を「インクルーシブ保育」という用語を使用している。その背景に、日本では、幼児期の特性を考慮し養護と教育が一体的に行なわれていることが反映されているためと推測する（工藤・金，2018）。日本でのインクルーシブ保育とは、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた保育を行う」と捉えられている（工藤・金，2017）。

国際的な流れの中で、現在、日本でもインクルーシブ保育の実践が行われ、その保育方法が研究されている。しかし、インクルーシブ保育を実践する上で課題となっているのがインクルーシブ保育の方法である。その背景の1つとして、インクルーシブ保育と障害児の統合保育の違いというのが理論上は明確であっても実践方法として明確に区別されにくいことが挙げられる。統合保育とは、障害を持つ幼児と持たない幼児を同じ場で保育することをいう。統合保育の問題は、障害児が特別な配慮をされることなく集団の中に入れられるというダンピングが指摘されている（浜谷，2005）。国際的な流れと、統合保育における問題を解決する方法として、インクルーシブ保育の展開が期待されている。

本研究では、日本の集団保育を保育方法の視点からアプローチし、インクルーシブ保育の実践方法について検討する。

## 2. 子どもの発達と教育

### —児童中心主義からの脱却と集団保育—

穴戸（1970）は、子どもの発達を保障する上で教育は不可欠な要素であると述べる。教育は発達のために決定的な役割を果たしており、子どもは教育によって全面的な発達を保障される（穴戸，1970）。このことは、コスチューク（1982）の発達と教育に対する考えによって説明できる。コスチュークの発達と教育に対する考えの概要は次のようである。

人間は生まれながらにして知識を与えているわけではなく、事物の認識を獲得する能力を持って生まれてくる。その能力は学習と活動を必要とする。子どもは周囲の世界の事物や現象を認識したり、周囲の人々と交流したりすることによって、自己の心的世界の内容を獲得できる。子どもが最初に関係を持つのは、理論的關係ではなく、自らの生活に必要な周囲の世界に対する実践的關係である。

教育は子どもの生活と活動のための諸条件を作り、ある方向で子どもの活動を促し、直接的あるいは間接的に子どもの活動を組織する。これは子どもの遊びや学習活動などに関係する。この遊びや学習活動の過程において、すでに獲得している能力が鍛錬されるだけでなく、子どもの新しい能力が呼び起こされ、発達する。

教育の過程で、子どもの心的世界の新しい内容が形成される。その方法は、子どもが周囲の世界を認識するのは自分一人ではなく、大人が媒介となる。大人の経験の習得は、子どもにとって受動的な過程ではなく、積極的な過程である。経験や知識は、子どもの頭の中に機械的に移し入れることはできない。なぜなら、それらを習得することは、事実の学習、分析、総括、抽象化、一般化、結論の形成などの子どもの多面的な認識活動を必要とするからである。

人々の先行する世代によって作り上げられた文化的価値を子どもが教育と、教授と学習の過程で習得することは、子どもの能力を発達させ、新しい心理的特質（感覚、興味、意志、意識など）を形成する上で本質的で不可欠の条件である。

それは、自分の前に目的を提起している教授と学習だけが発達に導くのである。教授と学習とは、子どもが獲得した知識を今後の知的活動において利用する能力を子どもに作り上げること、つまり、新しい思考方法を形成することである。（コスチューク、1982）

コスチュークが主張したように、教育は子どもの発達と深く関わっている。このように教育と発達との関係を考えると、児童中心主義の限界と次のステージへ保育方法を高めることが可能になる（石川、1988）。

児童中心主義教育とは子どもの自発的な学びが尊重される教育である。乳幼児期は、生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく時期である。乳幼児期は、生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければならないと示されている（平成29年告示 幼稚園教育要領より）。児童中心主義的保育とは、子どもが周囲の環境からの刺激を受け止め、子ども自らが興味を持って主体的に環境に働きかけることで、発達に必要な経験を積み重ねるようにする保育であると言い換えられよう。そして、子どもの興味関心、発達に応じて環境を構成する（神長・津金・五十嵐、2018）。児童中心主義的保育では、間接的教育と言われるように、保育者と子ども間の「教授と学習」という側面が弱い。また、児童中心主義保育では、集団生活はあくまでも個人の発達のためにあり（石

川、1988）、子どもの自発性を尊重するという構図は、集団の中でありながら子どもと保育者の二者関係が中心であるといえよう。石川（1988）は、児童中心主義保育にはクラスをどのような集団に作り変えていくのかという集団観が欠如していると指摘している。では、なぜ集団を作り替えていくという集団観が必要なのだろうか。

教育は子どもの発達を保障する（宍戸、1970）という教育実践的概念であると言えるが、石川（1988）は、発達主体としての子どもの自立も、保育者の指導や集団の質に深く依存しているため、指導（教育）と発達のメカニズムに組み込まれた教育実践的な概念であるという。なぜなら、子どもの自立を目的とすればするほど保育者はその指導のあり方や集団の質的発達を掴まなければならないためである（石川、1988）。

コスチューク（1982）によれば、内的矛盾（例えば、子どもの新しい欲求、関心、志向などと、子どもの能力の発達水準との間にある矛盾）こそ質的な発達を促す原動力だという。教育は、この内的矛盾を起こさせ、それを方向づけ発展させる、自発的で、内的で、必然的な運動という「自己運動」（＝人格の発達の自発性）を組織することである（コスチューク、1982）。集団の共同活動の組織や成功体験、結果についての集団的な討議も、自己運動のための重要な役割を果たす（宍戸、1970）。

宍戸（1970）は、集団の教育的効果について、次のように述べている。集団生活としての遊びは、そこに協力があり衝突がある。子どもの集団生活は衝突の質を変えながら協力の質も変えていく（宍戸、1970）。子どもは集団生活の中で、衝突があればあるほどどうしたらよいかを積極的に学んでいくのである（宍戸、1970）。このような集団は内的矛盾とその発展のために大きな役割を果たしているのである（宍戸、1970）。

集団生活は、コスチューク（1982）のいう、内的矛盾を起こさせ、それを方向づけ発展させる「自己運動」（＝人格の発達の自発性）を組織する、まさに教育（方法）そのものであるといえるだろう。

具体的な集団保育の実践として、石川（1988）は、「集団づくり」を挙げている。「集団づくり」とは、子どもが自分たちの力で集団を組織し、矛盾を解決していける子どもの集団（自治集団）を作ることである（石川、1988）。

上記の集団保育の実践は、教育が子どもの発達を保障

することを理解し、ただ子どもの自発性を尊重するだけにとどまらず、子どもの発達を保障するための教育実践であるといえる。この日本の集団保育が、インクルーシブ保育へ移行することができるだろうか。

### 3. インクルーシブ保育

UNESCO (2005; 2009) は、インクルーシブ教育(保育)について、以下のように定義づけている。

インクルーシブ教育(保育)とは、すべての学習者に届く教育システム能力を強化するプロセスである(UNESCO, 2009)。すなわち、インクルーシブ教育は「万人のための教育(Education for All)」を達成するための必須のストラテジーとして理解されている。教育が人権の基礎となり、より公平で平等な社会の土台の出発点になって、すべての教育政策や教育の実施を導くと考える(UNESCO, 2005)。

そして、インクルージョンは、学習、文化やコミュニティへの参加を増やし、教育からの排除を減らすことによって、すべての学習者の多様なニーズに取り組み、応えるプロセスとみなされる。インクルージョンは、適切な年齢層の子ども全てに適応されるという共通のビジョンと、全ての子どもを教育することが通常のシステムの責務であるという信念を伴い、内容やアプローチ、構成やストラテジーの変更と修正を想定している(UNESCO, 2005)。

また、インクルージョンは、あらゆる教育上の環境のなかで、広範囲の学習者のニーズに対して提供される(UNESCO, 2009)。インクルーシブ教育(保育)は、障害児をどう普通学級に組み入れるかという問題というよりもむしろ、学習者の多様性に応えるために、教育システムやその他の学習環境を変換させる方法を研究するアプローチである(UNESCO, 2009)。それによって学習環境の課題に挑んだり豊かにしたりすると考える(プラス思考で捉える)ことを可能にする(UNESCO, 2009)。

インクルージョンの特徴として、以下の4つの要素がある(UNESCO, 2005)。

1. インクルージョンはプロセスである。インクルージョンは、多様性に応える良い方法を探すために、決して終わりのない探求として理解されなければならない。それは、相違とともに生きる方法を学ぶこ

とや、相違からどう学んでいくのかを学ぶことである。

2. インクルージョンは、同一であることの証明(同一化)と障壁の除去に関することである。政策(方針)と実施について改善する計画を立てるために、広く多様な資源から情報を収集すること、分析すること、評価することを含む。
3. インクルージョンは、全ての生徒の存在、参加、達成に関することである。‘存在’は、どこで子どもが教育されるかに関することである。‘参加’は、子どもがそこにいる間の経験の質に関係している。‘達成’は、カリキュラムを通して学習した結果についてである。
4. インクルージョンは、主流から外されること、排除あるいは成績の悪い(基準点に達していない)かもしれない学習者グループで、特に強調されなければならない。教育システムのなかで、彼らの存在、参加、達成を保証する手段が必要とされる。

以上から、インクルーシブ保育とは、日本の集団保育のように、保育形態であり、保育方法であるという定義には収まりきらない意義を含んでいる。確かにインクルーシブ保育は、集団保育という保育形態である。しかし、保育方法としては、集団保育とインクルーシブ保育とではその目的が異なる。集団保育は子どもの発達を保障するということが目的である。それに対し、インクルーシブ保育は、学びから誰も排除しないことと、学習者の多様性に応えるために教育システムやその他の学習環境を変換させる方法を研究するアプローチであること、そして、その目的は幼児の頃から多様性を理解し、共生社会を目指すことである。

### 4. 終わりに

集団保育とインクルーシブ保育には、このように目的や集団の構成員にも相違がみられる。この相違を抱えたまま、ただ全ての学習者を集団で保育するだけでは、インクルーシブ保育のもともとの目的も達成できないだろう。

現在、インクルーシブ保育の実践が積み重ねられているが、日本の集団保育の特徴を抑えないままの保育形態のみのインクルーシブ保育では、本来の多様性を認めるための保育は実践できないだろう。

インクルーシブ保育の実践の際、保育形態に注目が行きがちであるが、保育形態ではなく、集団保育との相違を考慮し、インクルーシブ保育の目的を達成できる保育方法やその中身を考える必要があるだろう。また、集団保育という保育方法は、子どもの発達を保障することに有効であることから、考えなしにインクルーシブ保育に移行するのではなく、集団保育の良さを残しながら、インクルーシブ保育の目的をうまく組み入れていけるような実践を考える必要があるだろう。

#### 引用文献

- 石川正和。(1988). 1 なぜ集団づくりをするのか. 全国保育問題研究協議会(編).(1988). 乳幼児の集団づくり. 新読書社.
- 猪野郁子。(1978). 集団保育に関する研究(I). 島根大学教育学部紀要(教育科学), 12, 65-74.
- 岩田紀。(1969). 集団保育の効果に関する心理学的研究. 四国女子大学・四国女子短期大学研究紀要, (5), 47-53.
- 岩田崇。(1983). 育児と環境—集団保育(育児を考える〈特集〉). 小児科診療, 46(1), 47-49.
- 岩堂美智子, 吉田洋子, 猪野郁子。(1977). 乳幼児の集団保育を考える. 大阪市立大学生活科学部紀要, 25(155).
- 神長美津子・津金美智子・五十嵐市郎(編著).(2018). 保育内容総論, 乳幼児教育・保育シリーズ. 光生館.
- 工藤英美 & 金仙玉。(2018). 保育者のインクルーシブ保育に対する認識—保育者の意識調査の傾向より(レビュー). 生涯発達研究, (10), 95-100.
- ゲ・エス・コステューク. 村山士郎・鈴木佐喜子・藤本卓(訳).(1982). 発達と教育 海外名著選 106. 明治図書出版.
- 穴戸健夫。(1970). 集団保育 その実践と課題. 風媒社.
- 高松真弓。(1984). 〈論文〉集団施設保育が幼児の発達に及ぼす影響に関する追跡調査:1. 調査開始時と4ヵ月後の状況. 信愛紀要, 24, 68\_a-60\_a.
- 田中優子。(1998). 幼児教育方法認知研究 保護者と子どもの行動的生活に基づく方法論の探求. 風間書房.
- 土山忠子。(1975). 乳児集団保育の教育的意義. 大阪薫英女子短期大学研究報告, (10), 53-59.
- 特別支援教育法令等データベース. サラマンカ声明 ([http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1\\_h060600\\_01.html](http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1_h060600_01.html)) (2017年12月15日16:05).
- 浜谷直人。(2005). 巡回相談はどのように障害児統合保育を支援するか:発達臨床コンサルテーションの支援モデル. 発達心理学研究, 16(3), 300-310.
- 文部科学省。(2017). 幼稚園保育要領.
- The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO). (2005). Guidelines for Inclusion: Ensuring Access to Education for All. The workshops of UNESCO.
- The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO). (2009). Policy Guidelines on

Inclusion in Education. the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization.

横浜恵三子。(1978). 集団保育の適齢期に関する研究. 幼児の教育, 77(9), 35-42.